

藤沢市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は44万人を突破し、2023年度藤沢市の将来人口推計において2030年に約44万4千人でピークを迎えるとされています。また、同将来人口推計によると、本市の高齢化率は年々上昇していくことに加え、15歳から64歳までの生産年齢人口は、2025年以降減少していくとされています。

本市の産業については、令和3年経済センサスにおいて1万3千近くの事業所が産業別、業種別に見て広く存在するなかで、中小企業者は99%以上を占めており、市全域に立地しています。

本市の中小企業者においては、就業者の高齢化の進展などによる労働生産性の頭打ちが懸念されています。また、中小企業者の人手不足が将来の生産年齢人口の減少にあわせてますます深刻化し、限られた人材を効果的に活用していく取組が求められています。

(2) 目標

本市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内有数の設備投資が活発な自治体の1つとなり、さらなる経済発展を目指していきます。さらに本市としては、固定資産税（償却資産）の課税標準を3年間で1/2、または賃上げの表明を行う場合にあたり、令和6年3月31日までに取得した設備は5年間で1/3、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した設備は4年間で1/3に軽減し、より一層労働生産性の向上を図ることで、本市が抱える諸課題の解決を推進していきます。

これらを実現するための目標として、計画期間中に先端設備等導入計画を2年間の合計で20件認定することを目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）について、年平均3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

本市の産業や中小企業者の業種は多岐に渡り、生産性の向上が必要な設備はさまざまであることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等のすべてとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の中小企業者は、地域や都市計画区分を問わず立地していることから、本計画において対象とする地域は、本市の全域とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業や中小企業者の業種は多岐に渡っていることから、本計画において対象とする業種・事業は、すべての業種・事業とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意日から2年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

・市税の滞納があるものや必要な申告義務を怠っているものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、公平性に配慮します。

以 上